

八戸市国民健康保険運営協議会

会 議 録

日 時 : 令和3年3月17日(水)
午後1時00分～午後1時25分

場 所 : 八戸市庁別館8階 研修室

八戸市国民健康保険運営協議会記録

令和3年3月17日(水) 午後1時00分～午後1時25分 市庁別館 8階 研修室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 会長挨拶
- 4 会議録署名委員選出
- 5 議 事
 - (1) 令和3年度八戸市国民健康保険特別会計予算の概要について
 - (2) 八戸市国民健康保険税条例の一部改正について
 - (3) データヘルス計画の実施状況について
 - (4) その他
- 6 閉会

出席委員（18名）

被保険者代表（5名）

嶋野 優子 委員
松橋 京子 委員
中村 喜夫 委員
永井 ゆき 委員
大塚 明子 委員

医師等代表（5名）

松橋 英昭 委員
袴田 真理子 委員
工藤 祐喜 委員
谷地 泰美 委員
片町 善之 委員

公益代表（5名）

坂本 美洋 委員—会長
五戸 定博 委員—会長職務代理者
梅内 昭統 委員
橋向 久美子 委員
山内 隆 委員

被用者保険等保険者代表（3名）

石田 徹 委員
下田 真一 委員
豊川 敦 委員

欠席委員（0名）

出席職員（8名）

秋山 直仁 市民防災部長
山道 尚久 市民防災部次長兼国保年金課長
関向 昌子 国保年金課参事（管理給付グループリーダー）
鈴木 俊博 国保年金課主幹（後期高齢者医療グループリーダー）
久保 緑 国保年金課副参事（国保税グループリーダー）
田村 史之 国保年金課主幹
上野 千穂 国保年金課主査
工藤 圭 国保年金課主査

傍聴者なし

[午後 1 時 00 分開会]

●司会 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいまから、八戸市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

はじめに、事務局から 1 件ご報告がございます。被用者保険等保険者代表委員のうち青森県被用者保険等保険者連絡協議会のご推薦によりご就任いただいております大谷幸男様が、1 月 31 日付けで当運営協議会委員を辞任されました。その後任としまして、同協議会推薦により 2 月 9 日付けで全国健康保険協会青森支部企画総務部長豊川敦様へ市長より委員を委嘱しております。

ただいまから、委嘱状の交付をさせていただきたいと思っております。本日は、市民防災部長より交付させていただきます。豊川様は、その場でご起立をお願いいたします。

【委嘱状交付】

●司会 それでは、会議成立のご報告をさせていただきます。本日の出席委員は 18 名でございます。本日は、委員の過半数が出席しており、且つ、各代表委員が 1 名以上出席しておりますので、八戸市国民健康保険運営協議会規則第 3 条の規定により、会議が成立いたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日、お配りいたしましたのは、委員名簿でございます。

また、事前に送付しておりましたのは、次第と資料 1、参考資料 1-1、1-2、資料 2、資料 3 でございます。不足のある方はいらっしゃいませんか。

それでは、坂本会長、一言ご挨拶をお願いいたします。また、引き続き議事の進行につきましてもよろしくをお願いいたします。

●会長 それでは会議に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。今日は 18 名全委員がお揃いでございまして、年度末でお忙しい中本当にありがとうございます。

日本は医療保険の皆保険制度でございますが、国民健康保険の制度があることによって、皆保険がなされているわけでございます。

市町村事業と県の事業になりましたけれども、この国保の安定した運営をすることにつきまして、全てのいろいろな案件があるわけでありまして、そのことについて、専門的なお立場でご意見等いただいて、健全運営に努めているわけございまして、委員のみなさまには感謝を申し上げたいと思っております。

今日は、令和 3 年度の八戸市国民健康保険の予算の概要、あるいは八戸市国民健康保険税の一部の改正等があるということでございますので、順次これから審議してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願い申し上げます。

●会長 それでは、次第に従って進行させていただきます。次第の 4、会議録署名委員を選出いたします。選出については会長である私にご一任いただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

●一同 異議無し。

●会長 ありがとうございます。それでは、ご異議なしということでございますので、私の方から中村委員と袴田委員をお願いいたします。

●会長 さっそく議事に入ります。(1) 令和 3 年度八戸市国民健康保険特別会計予算の概要について、事務局から説明をお願いいたします。

●上野主査 はい。

●会長 上野主査。

●上野主査 それでは、令和3年度八戸市国民健康保険特別会計予算の概要につきまして、ご説明いたします。資料1と、各科目の説明を記載いたしました、横版の参考資料1-1をあわせてご覧いただければと思います。

令和3年度の予算総額は223億360万円で、2年度当初と比較し、6億8310万円、3%の減額となっております。

それでは、資料上段の歳入の項目からご説明いたします。

まず、国民健康保険税でございますが、令和3年度の予算額は39億1914万3000円で、被保険者数の減少により、前年度と比較し1億4707万9000円、3.6%の減額となっております。

次の県支出金は157億5678万円で、前年度比5億6766万9000円の減額となっており、市の医療費の実績に応じ、県から交付金が交付される普通交付金が主なものでございます。

次の繰入金は、25億4307万9000円で、前年度比3352万9000円の増額となっており、国の基準に基づき、市の一般会計から繰入れする一般会計繰入金と、国保特別会計財政調整基金から繰入れする基金繰入金でございます。なお、今年度予算につきましては、当初3億円を財政調整基金から繰入れする予定でしたが、前年度の繰越金や交付金の増などにより、前年度に引き続き繰入れせずに予算を執行できる見込みとなっております。

次の諸収入は、8429万7000円で、保険税の延滞金のほか、交通事故等の第三者納付金、医療費の返納金が主なものでございます。

次のその他は、30万1000円で、保険税の督促手数料や市が保有する国保特別会計財政調整基金の利子収入が主なものでございます。

次に、資料下段からの、歳出につきましてご説明いたします。

まず、総務費でございますが、令和3年度の予算額は、3億4446万3000円で、職員の人件費や、国保運営に要する事務経費のほか、青森県国保連合会に対する負担金、納税貯蓄組合に対する事務費補助金、国保運営協議会の運営に要する経費などでございます。

次の保険給付費は、被保険者の診察・治療費等に対する療養給付や高額療養費のほか、出産育児一時金、葬祭費の支給などに要する経費で、154億5614万9000円を計上しております。

次の国民健康保険事業費納付金は、県が医療費の推計を基に、市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮し決定したもので、前年度より3億2931万5000円減の63億644万9000円を計上いたしました。

次の保健事業費は予算額1億7343万1000円で、特定健康診査や国保人間ドック、市民保養所・洗心荘の宿泊料助成、医療費通知に要する経費が主なものでございます。

次の諸支出金は2300万円で、保険税の過誤納金還付金でございます。

次のその他は10万8000円で、国保特別会計財政調整基金の利子分の積み立てが主なものでございます。

以上、令和3年度予算の概要でございましたが、今後も、被保険者数の減少が見込まれ、税収の確保は依然として厳しい状況が続くものと想定しておりますが、医療費の適正化を推進し、財政運営の責任主体である県と引き続き連携を図りながら、安定した国保財政の運営に努めて参りますので、委員の皆さまにおかれましては、引き続き、ご理解・ご支援の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

最後に、参考資料1-2につきましては、青森県の国保運営協議会の先月3日に開催された資料の一部でございます。先ほど歳出のところでご説明いたしましたが、県に対して納付金を納めることになっているもので、資料の最後にA3版で県内40市町村の納付金の金額等が掲載されております。参考までということで、後ほどご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

●会長 ただいま説明をいただきました予算の概要につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問を賜りたいと思います。何かございませんか。ご意見、ご質問等ないようですので、この件は、了承したものと取り計らいます。

●会長 それでは、次の(2)八戸市国民健康保険税条例の一部改正について事務局から説明をお願いいたします。

●久保副参事 はい。

●会長 久保副参事。

●久保副参事 国保年金課 国保税グループリーダーの久保と申します。それでは議事(2)「八戸市国民健康保険税条例の一部改正について」ご説明申し上げます。資料は、お手元の資料2をご覧ください。

まず、改正理由ですが、今回の条例改正は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の軽減措置に係る基準を改正するとともに、長期譲渡所得に係る課税の特例措置に低未利用土地を譲渡した場合を追加するためのものがございます。

次に、2の主な改正の内容についてご説明いたします。

まず、(1)「軽減措置に係る基準の改定」についてであります。国保税においては、世帯の前年所得に応じて均等割額及び平等割額が軽減される制度があります。

令和3年度から適用の個人所得課税の見直しにより、基礎控除が33万円から43万円に10万円引き上げられるため、国保税の軽減判定基準額につきましても、43万円に引き上げます。

また、基礎控除が10万円引き上げられると同時に、給与・所得控除が10万円引き下げられますが、軽減判定所得には基礎控除の適用がないため、軽減判定基準の算定式の33万円を43万円に変更するだけでは、給与所得者や年金生活者が複数いる世帯は軽減判定所得が上がり、軽減判定基準に該当しなくなる場合がありますので、それを避けるため、算定式を見直し、今までと同水準で軽減が受けられるようにいたします。

軽減判定基準額の算定式につきましては、資料中段の表にお示ししておりますが、基礎控除相当分の33万円を43万円に引き上げるほか、世帯の一定額以上の所得がある給与・年金所得者の人数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えるよう改正いたします。

次に、(2)「低未利用地等の譲渡に係る特例措置」でございますが、土地の有効利用を通じた投資の促進、地域活性化、さらなる所得者不明土地発生の予防に向け、低未利用土地の適切な利用管理を促進するための所得税及び個人住民税の特例措置が創設されたことに伴い、国民健康保険税においても同様の措置を講ずるものがございます。

具体的には、都市計画区域内にある低未利用地等を譲渡した場合に、保険税の算定基礎となる当該譲渡所得から100万円を控除いたします。

次に、3の施行期日は令和3年4月1日としております。

この条例改正につきましては、現在開会中の3月市議会定例会に上程したところであり、議決を頂いた

上で、令和3年度以降の国民健康保険税から適用したいと考えているものでございます。

なお、今回の改正は、法令改正に基づいて全国の市町村で同様の改正が行われるものであり、八戸市独自の改正というわけではありませんので、諮問事項ではなく報告事項とさせていただきます。

説明は以上です。

●会長 ただいま説明をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等あればお受けしたいと思えます。

●委員 はい。

●会長 委員。

●委員 確認ですけれども、(2)「低未利用土地等の譲渡に係る特例措置」の中で、文言のさらなる所有者不明土地というところの所有というのが、所得と私に聞こえたけれども。

●久保副参事 所有の間違いでございます。失礼いたしました。

●委員 所有ですよ。文言どおりだ。了解。

●会長 他にございませんか。それでは、ご意見、ご質問等ないようですので、この件は、了承したものと取り計らってよろしいですか。

●一同 異議なし。

●会長 それでは、ただいまの八戸市国民健康保険税の一部改正については、了承いただいたものとして取り計らいます。

●会長 では次に、(3)データヘルス計画の実施状況について事務局から説明をお願いいたします。

●工藤主査 はい。

●会長 工藤主査。

●工藤主査 それでは私からは、案件3の八戸市データヘルス計画につきましてご説明申し上げます。

資料3の八戸市国民健康保険第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の中間評価案の1ページをご覧ください。

本計画は八戸市国保の被保険者の健康保持増進のため、診療情報等のデータ分析に基づいて平成30年3月に策定したもので、2ページ以降に記載しております計画の4本の柱を取り組むべき方向性として掲げ、それぞれの柱ごとに短期目標、中長期目標を定め、その達成のため、具体的な保健事業に取り組むこととしているものであります。

計画期間は令和5年度までの5年間としておりますが、今年度は計画の中間年度に当たることから、平成30年度から令和2年度途中までに実施した保健事業の実績と現時点での計画の目標達成状況について、中間評価案を作成いたしました。

では、資料5ページをご覧ください。

第2期データヘルス計画の1つめの柱、「特定健康診査及び特定保健指導の推進について」でございますが、5ページには短期目標・中長期目標とその主な指標の数値、7ページ・8ページには個別の保健事業、18ページ・19ページにはその保健事業の目標値と実績を掲載しております。

短期目標のうち特定健康診査受診率については、ここ数年32%前後と横ばいを続けており、最終年度の目標である60%はもちろん、元年度の目標であった40%にも遠く及ばず、全国平均・県平均との差が広がる結果となっております。

同じく短期目標に掲げている特定保健指導実施率については、30年度までは増加傾向にあり30年度目標の40%は達成したものの元年度は36.8%に低下しており、県平均を下回る状況が続いております。

中長期目標のメタボリックシンドローム該当者及び予備群者については、該当者数・割合ともほぼ横ばいとなっておりますが元年度には割合が少し上昇しております。

医療費の抑制・適正化については、全体の医療費は減少傾向にある一方で、1人当たりの医療費は増加傾向にありますが、これは医療の高度化や被保険者の高齢化等に伴う全国的な傾向と考えられ、現時点での評価は困難である、と評価いたしました。

今後につきましては、短期・中長期目標ともに横ばいの状態であるため、目標を継続し、各保健事業につきましても内容・方法の詳細について随時検討し、改善を加えながら取組を継続してまいります。

特に特定健診の受診率向上対策につきましては、これまでも未受診者へのハガキや電話での勧奨時期を早めたり、電話勧奨の一部を健診センターに委託するなど、少しずつ工夫を重ねてまいりましたが、新年度はハガキによる受診勧奨について、AI・人工知能を活用して対象者を絞り込むなど効率的・効果的な受診勧奨を行う事業の委託を行うこととしており、今後とも最重要課題として取り組んでまいりたいと考えております。

次に、資料10ページの2つめの柱、「生活習慣病の発症予防及び早期発見・重症化予防等の推進」についてですが、短期目標の対象者への指導実施率については、目標である100%を達成しております。

中長期目標の訪問者の適正受診、訪問者の数値改善については、医療機関受診率、精密検査受診率等の数値が改善し、それぞれの数値目標を達成しております。

今後につきましては、短期・中長期目標、各保健事業とも、取組みを継続してまいります。

次に、13ページの3つめの柱、「医療費適正化の推進」ですが、短期目標の「対象者の指導実施率の向上」の評価が、お手元の資料では「改善状況：低下／達成度：未達成」となっておりますが、重複・頻回受診者への訪問指導実施率は100%に改善しておりますので「改善／達成」に訂正させていただきます。一方で、中長期目標に掲げる訪問して指導した後の適正化率は減少しており、目標は未達成となっております。これは、精神疾患の重複投薬が増加しており、対応が困難な事例が増えていることなどが要因と考えられます。

中期目標のうちジェネリック医薬品の使用割合は、目標である80%を達成し、国・県の平均を上回っております。短期目標の切替率が低下しているのは、既にある程度切替えが進んでいるためと考えられます。

今後につきましては、短期・中長期目標、各保健事業ともに取組みを継続してまいります。

最後に、4つめの柱、「健康意識の向上」ですが、短期目標のうち、健康まつりの来場者数につきましては、年により台風等の影響や、開催場所の変更等により入場数が変動しており、また、令和2年度はコロナ禍の影響によりはっちでの健康パネル展に変更したため、評価困難といたしました。

また、健康づくり講座、各地区健康教室も、同じくコロナ禍の影響により令和2年度の実施回数が減少し、八戸市民保養所料一部負担事業の利用者も減少しておりますが、特殊な状況下であるため、評価は困難であるものとししました。

中長期目標の被保険者の健康意識の向上及び被保険者の健康増進につきましては、評価が難しい目標ではありますが、健康まつりや健康づくり講座等の参加者アンケートでは、おおむね90%以上の参加者が、それぞれの催しが健康意識の向上に役立っていると回答しております。

今後につきましては、健康意識の向上、被保険者の健康増進には長期的・継続的な取り組みが必要であることから、短期・中長期目標、各保健事業ともに継続してまいります。

以上で説明を終わります。

●会長 ただいま説明をいただきましたが、委員の皆様から何かご意見、ご質問等をお受けしたいと思えます。何かございませんか。ご質問、ご意見等ないようですので、(3)データヘルス計画の実施状況につきましては、了承したものと取り計らいます。

●会長 これで今日の案件は全部終了いたしました。その他、事務局から何かございますか。

●秋山部長 はい。

●会長 秋山部長。

●秋山部長 ご審議のほうありがとうございました。今年度最後の協議会、またこの委員の構成での最後の協議会になろうかと思っておりますので、一言御礼を申し述べたいと思えます。

委員の皆様におかれましては、国保を取り巻く情勢、大変厳しい中にございますけれども、さまざまご指導賜ったおかげをもちまして、当市の国保運営、円滑に進んでおりますこと、改めまして感謝申し上げます。

4月以降またこの協議会の委員として引き続きお引き受けいただける方、あるいは今期をもってご退任される方あるかと思えますけれども、それぞれまた、さまざまな立場をもちまして当市の国保運営に關しまして、ご指導ご協力賜りますようお願いを申し上げます、事務局代表いたしましてのお礼の言葉といたします。本日は誠にありがとうございました。

●会長 その他、委員から何かございますか。では、ないようでありますので、これをもちまして本日の運営協議会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

[午後1時25分 閉会]